

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

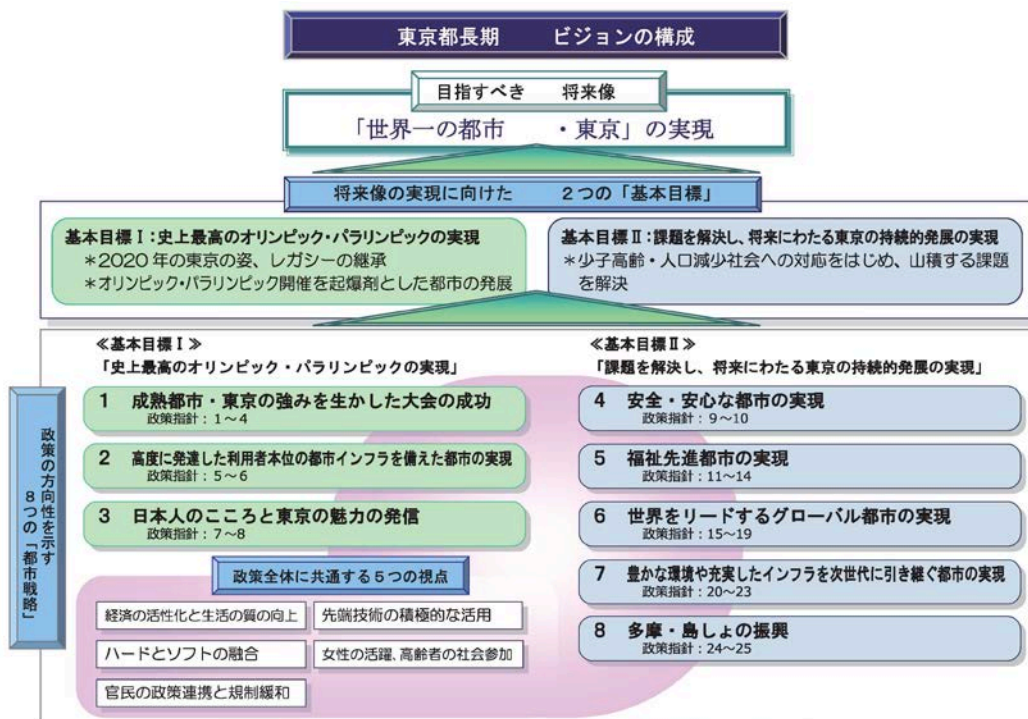


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. オリンピックアクアティクスセンターの概略

本評価書案の対象であるオリンピックアクアティクスセンターの概要は、表 4-1 に示すとおりである。

都立辰巳の森海浜公園に新しく整備される施設であり、観客席数について、大会後は約 5,000 人規模に縮小することをあらかじめ想定した上で、大会時には約 20,000 人の観客が観戦できるように計画されている（以下、大会時の 20,000 席を擁した状態を「20,000 席引き渡しモード」、大会後の観客席約 5,000 席へと改修した状態を「5,000 席レガシーモード」とする）。大会後は、世界的な大会が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用する計画である。オリンピックアクアティクスセンターの内容の概要は、表 4-2 に示すとおりである。

東京 2020 大会では、オリンピックの水泳（競泳、飛込、シンクロナイズドスイミング）、パラリンピックの水泳の会場として利用される計画である（現時点（平成 28 年 2 月）の計画）。

表 4-1 会場の概要（オリンピックアクアティクスセンター）


項 目	内 容
競技	オリンピック： 水泳（競泳、飛込、シンクロナイズドスイミング） パラリンピック： 水泳
【イメージ図】 	

表 4-2 オリンピックアクアティクスセンターの内容の概要（予定）

項 目	20,000 席引渡しモード	5,000 席レガシーモード
所 在 地	東京都江東区辰巳二丁目 2 番	
地 域 地 区	用途地域：第一種中高層住居専用地域 防火・準防火地域：準防火地域 その他地域地区等：第 3 種高度地区	
計 画 地 面 積	約 36,400m ²	
建 築 面 積	約 30,300m ²	約 27,400m ²
延 床 面 積	約 77,700m ²	約 46,600m ²
最 高 高 さ	約 39m	
施 設 用 途	水泳場、観覧場等	
駐 車 台 数	(未定)	約 130 台
工 事 予 定 期 間	平成 28 年度～平成 31 年度	(未定)
竣 工 時 期	平成 31 年度	(未定)

5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成26年2月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状態を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表5-1(1)～(7)に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気等	<p>[大会開催前]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.047～0.053ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事中の車両の走行に伴う寄与率は0.9～2.5%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.054mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事中の車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。 ・ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.070ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は51.3%である。 これは準備工事着工後2か月目から1年間において、準備工事、杭工事、山留工事、掘削工事、基礎躯体工事、地上躯体工事等が重複する期間に、建設機械が最大稼働したと想定した場合に、主に計画地の南側辺縁部で発生した値である。これに対して工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、建設機械の集中稼働を行わないよう可能な限りの工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働、最新の排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素の影響の低減に努める。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.061mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は16.4%である。 <p>[大会開催後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.045ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は3.9%である。
2. 生物の生育・生息基盤	<p>本事業の実施により、計画地内の落葉針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群が伐採され、生物・生態系の賦存地への影響が生じると考える。</p> <p>事業の実施に当たっては、生物・生態系の賦存地は消失するものの、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約79,000m²、接道部緑化約1,200mとする計画としている。緑化に当たっては、植栽基盤（土壌）を整備し、高木や中低木植栽を施す計画としており、植栽樹の生育に伴う落葉等により、新たな土壌動物等の生息環境や植物の生育基盤が創出される。また、地上部緑化は、辰巳の森海浜公園との連続性を確保する計画としており、改変を受けずに残存する辰巳の森海浜公園内の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が創出されると考える。</p> <p>以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部消失するものの、植栽により新たな生物の生育・生息基盤が創出され、計画地周辺の辰巳の森海浜公園も含めた生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものと考えられる。</p>

表 5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 生物・生態系	<p>事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる草地環境や樹木等の伐採、土壌の改変が行われるが、計画地周辺の生物の生育・生息環境の改変は生じない。</p> <p>事業の実施に当たっては、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 79,000m²、接道部緑化約 1,200m とする計画としている。また、緑化に当たっては植栽基盤（土壌）を整備し、辰巳の森海浜公園との連続性を確保した高木、中木等を植栽する計画としており、新たな動植物の生育・生息環境が創出される。これにより、改変を受けずに残存する辰巳の森海浜公園内と一体となった動植物の生育・生息環境が創出されると考える。</p> <p>以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は一部消失するものの、植栽により新たな生物の生育・生息環境が創出され、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものとする。</p>
4. 緑	<p>事業の実施により、計画地内の落葉針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採が行われ、約 15,000m²の樹木が減少するが、事業の実施にあたっては、辰巳の森海浜公園内の敷地に地上部緑化約 79,000m²、接道部緑化約 1,200m とする計画とし、江東区と協議していく。</p> <p>本事業では、江東区みどりの条例に基づく緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）が定められており、緑化計画はこの基準を満たしている。</p> <p>本事業の緑化計画は、計画地の北側に可能な限り緑地帯を確保し、現在の未開園地の公園内に新たな緑の空間を創出する計画としている。また、既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で移植等について検討することとしている。</p> <p>以上のことから、評価の指標（法令等の緑化面積基準等）は満足するものとする。</p>
5. 騒音・振動	<p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、工事用車両以外の将来基礎交通量の騒音レベルと合わせて、昼間 72dB であり、環境基準値（昼間 70dB）を上回る。このうち、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB 未満である。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通振動]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L₁₀)は、昼間 50dB、夜間 47dB であり、規制基準値（昼間 60dB、夜間 55dB）を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間、夜間ともに 1dB 未満である。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う騒音]</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{A5})は、計画地南側敷地境界において、最大 61dB であり、勧告基準値(80dB)を下回る。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う振動]</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L₁₀)は、計画地南側敷地境界において、最大 62dB であり、勧告基準値(70dB)を下回る。</p>
6. 日影	<p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、北西側約 190 m から、北東側約 200m の範囲であるが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じず、北東に位置する高層住宅に日影の影響は生じないものとする。</p> <p>以上のことから、20,000 席引き渡しモード、5,000 席レガシーモードともに評価の指標（東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している日影に関する目標、方針等）は満足するものとする。</p>

表 5-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 景観	<p>[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>計画地は辰巳の森海浜公園内に位置しているが、現在は平坦な未開園地となっている。計画地周辺には砂町運河、曙運河が流れており、計画地南側には辰巳の森緑道公園、曙運河を隔てた東側には夢の島公園が存在する。また、計画地北側には、倉庫・運輸関係施設、西側には戸建てや集合住宅などの住宅が存在し、多様な景観を形成している。</p> <p>計画建築物は、水や透明感をイメージした色調による外装計画とするほか、施設南側には2階南側デッキ、施設北側と東側には緑道を設け、辰巳の森海浜公園全体における施設とすることで、公園との一体化が図られ、周辺環境と調和した景観が形成され则认为。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成」は満足するものとする。</p> <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>計画地は辰巳の森海浜公園内に位置しているが、現在は平坦な未開園地となっている。計画地周辺には砂町運河、曙運河が流れており、計画地南側には辰巳の森緑道公園、曙運河を隔てた東側には夢の島公園が存在する。また、計画地北側には、倉庫・運輸関係施設、西側には戸建てや集合住宅などの住宅が存在し、多様な景観を形成している。</p> <p>計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望については、辰巳の森海浜公園からの眺望において、建築物が視野に占める割合は増加し、新たに都市的な景観が形成されるが、それ以外の地点においては、計画建築物はほとんど視認できない。</p> <p>計画建築物は、水や透明感をイメージした色調による外装計画とするほか、施設南側には2階南側デッキ、施設北側と東側には緑道を設け、辰巳の森海浜公園全体における施設とすることで、公園との一体化が図られ、周辺環境と調和した景観が形成され则认为。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成」は満足するものとする。</p> <p>[圧迫感の変化の程度]</p> <p>計画建築物による形態率の変化の程度は、20,000 席引渡しモード、5,000 席レガシーモードともに約 1.7%増加する。</p> <p>計画建築物は、計画建築物の位置する辰巳の森海浜公園中央から、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減する。また、屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、外壁を水平方向にボリュームを分節し、さらに繊細な線材で構成した外壁により、スケール感を与え周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。東京 2020 大会後には減築工事を行うことにより、圧迫感がさらに軽減され则认为。</p> <p>以上のことから、評価の指標（圧迫感の軽減を図ること）は満足するものとする。</p> <p>[緑視率の変化の程度]</p> <p>本事業では、施設北側と東側には緑道を設け、辰巳の森海浜公園全体における施設とすることで、公園との一体化を図るなど、緑による周辺に優しい景観を形成するとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標（緑視率の変化の軽減を図ること）は満足するものとする。</p>

表 5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>9. 自然との 触れ合い活動の場</p>	<p>[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。 事業の実施により、計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としており、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されたと考える。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、未開園地である計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況）は満足するものとする。</p> <p>[自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 開催前の事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、工事区域周辺には仮囲いを設置し、建設機械の稼働における影響を低減する。また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じるほか、低公害型の工事用車両を極力採用し、走行ルートへの検討や安全走行等のミティゲーションの実施により、その影響を低減する計画としている。 事業の実施により、計画地南側に2階南側デッキを配置し、都民の憩いの場を創出するとともに周辺施設との動線を確保する計画としており、自然との触れ合い活動は促進されるものとする。 以上のことから、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、未開園地である計画地内に新たな動線が創出されることにより、自然との触れ合い活動は促進され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。また、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置し、自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p>
<p>10. 歩行者空間の快適性</p>	<p>[緑の程度] 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、既に歩道上の街路樹により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持され、評価の指標（現況の緑量）は満足するものとする。</p> <p>[歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路となる歩道上の暑さ指数（WBGT）は、日影のない直射日光下では、暑さ指数（WBGT）は最大で32℃となり、すべての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると考える。 街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、暑さ指数（WBGT）は27℃程度まで低下するため、熱中症が中等度以上の生活活動で起こる危険性がある「警戒」レベルまで低下すると考える。 以上のことから、夏季においては歩行者空間の快適性が低下することも考えることから、計画地内における緑道の確保等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である。 また、都として、アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図り、その他の都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく計画であることから、評価の指標（日常生活における熱中症予防指針）を満足すると考える。</p>
<p>11. 水利用</p>	<p>本事業は、屋根に降る雨水を集水し、雨水利用のための貯留槽へ貯留後、プール排水を処理した循環利用水（中水）と併せて、トイレ洗浄水や外構散水に使用する計画としており、雑用水の全てを雨水・循環利用水（中水）利用でまかなうことが可能である。 また、節水の取組として、節水型大便器、トイレの擬音装置、節水型小便器、自動水栓等を設置する計画としており、より効率的な水利用が行われる計画である。 東京都においては、「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。 以上のことから、本事業における節水対策は東京都の水の有効利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標は満足（水の効率的利用への取組に関する東京都等の計画、目標等）するものとする。</p>

表 5-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物	<p>[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>ア. 伐採樹木の発生量 伐採樹木については、チップ化による製紙・パルプ・堆肥等原料へのマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成 27 年度目標値）を満足するものとする。</p> <p>イ. 建設発生土・建設汚泥の発生量 建設発生土については、一部を現場内利用や工事間利用するとともに、受入れ機関の受入れ基準への適合を確認した上で建設発生土受入地へ搬出することにより間接的な工事間利用を行う。建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設への搬出等による適正処理を行う。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成 27 年度目標値）を満足するものとする。</p> <p>ウ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 以上のことから、評価の指標（東京都における平成 24 年度実績値）を満足するものとする。</p> <p>[施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収を行い、1階に約 60m²のごみ庫を設置して、東京都廃棄物条例及び江東区清掃リサイクル条例に基づき適切に処理・処分を行う。 以上のことから、「江東区一般廃棄物処理基本計画」の目標とする再資源化率を満足し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。</p>
13. エコマテリアル	<p>建設工事にあたっては、「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」や「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等（再生骨材コンクリート等）の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準として、「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の水準）を満足するものとする。</p>
14. 温室効果ガス	<p>計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガス排出量は、約 140kg-CO₂/m²・年と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりの温室効果ガス排出量（201kg-CO₂/m²・年）に対して約 30%の削減率となる。 また、予測に反映した対策以外にも、日射負荷の低減を考慮したデザイン等により、効率的利用を行う計画である。 以上のことから、施設等の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の指標（既存施設の温室効果ガス排出量）は満足するものとする。</p>
15. エネルギー	<p>計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりのエネルギー使用量は、約 2,900MJ/m²・年と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりのエネルギー使用量（4,139MJ/m²・年）に対して約 30%の削減率となる。 また、予測に反映した対策以外にも、日射負荷の低減を考慮したデザイン等により、効率的利用を行う計画である。 以上のことから、施設等の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の指標（既存施設のエネルギー使用量）は満足するものとする。</p>

表 5-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
16. 土地利用	<p>本事業の実施に伴い、公園内の未開園地がスポーツ・公園施設に変更になるが、本施設は公園内施設として整備され、公園利用と一体運用されると予測する。</p> <p>計画地周辺は「東京都長期ビジョン」では、「広域的な基盤整備とともに、競技会場、選手村の整備、豊洲新市場関連施設の整備と一体となったまちづくりを推進する。」としている。</p> <p>また、計画地が位置する辰巳地区は、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」において、「競技場を中心に、区民の日常スポーツから世界の強豪が集う国際大会まで、スポーツを存分に堪能できる国際スポーツ都市を目指す。」としている。</p> <p>本事業は、スポーツ施設を建設するものであり、臨海部の新たな競技会場や選手村等の整備等と一体となった土地利用が図られる。これにより、「東京都長期ビジョン」や「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している土地利用に関する目標、方針等）は満足するものとする。</p> <p>また、東京 2020 大会が契機となり、本施設は近隣の競技会場等と一体となった市街地として、臨海部の水と緑あふれるまちづくりが一層促進されるものとする。</p>
17. 安全	<p>[危険物施設等からの安全性の確保の程度]</p> <p>計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 250m 程度の距離に位置している。</p> <p>危険物施設等については、消防法等の法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」による安全対策として、危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。</p> <p>なお、計画建築物では、非常用発電設備の燃料として軽油を利用する計画であり、950L の燃料タンクを設置するが、このタンクは、鋼板製溶接構造であり、地下燃料タンクとするため、安全性は高いものと考えられる。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。</p> <p>[移動の安全のためのバリアフリー化の程度]</p> <p>計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例及び東京都福祉のまちづくり条例に基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、デジタルサイネージ設備、音声誘導設備及びトイレ等呼出設備、集団補聴システムといった支援設備を設置する計画である。</p> <p>また、都としては「東京都長期ビジョン」に基づき、2020 年までに計画地周辺の道路のバリアフリー化が完了する計画である。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。</p> <p>[電力供給の安定度]</p> <p>計画建築物では、施設内の各エリアに高圧変電設備から電力を供給することとし、非常用負荷及び保安用負荷を対象とした非常用発電機設備を設置し、常用発電機設備や太陽光発電設備により、商用電源停電時に自立運転により発電電力を施設内に供給する計画となっている。</p> <p>以上のことから、評価の指標（受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされていること）満足するものとする。</p>

表 5-1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
18. 消防・防災	<p>[耐震性の程度] 本事業は、構造設計指針（東京都財務局）に基づき、不特定多数の者が利用する施設であるとして、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。 以上のことから、江東区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。</p> <p>[津波対策の程度] 本事業は、上記のとおり帰宅困難者の一時滞在施設としての利用を想定している。また、設計地盤高さを約 T.P.+4m 以上とすることで、高潮・津波に対する安全性は確保されている。 以上のことから、江東区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。</p> <p>[防火性の程度] 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。 以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。</p>
19. 交通渋滞	<p>周辺交通量に対して工事用車両台数が最大約 1,000 台/日増加するが、周辺交通量に占める工事用車両台数の割合はわずかである。 工事用車両の走行や走行ルートに際しては、交通渋滞による影響を軽減するために、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用すること、工事工程を可能な限り平準化すること、工事用車両の出入口に交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、今後予定される近隣の他の会場等の建設の状況を十分把握すること等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行い、工事を実施することから、評価の指標（交通流の現況）は満足するものとする。</p>
20. 公共交通へのアクセシビリティ	<p>計画地周辺には、辰巳の森海浜公園が存在し、アクセス経路としては、辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号（湾岸道路）、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする経路等がある。 これらのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定する等、アクセスルートを確認する。 したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、辰巳の森海浜公園へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じない。 以上のことから、アクセシビリティが確保され、評価の指標（アクセシビリティが確保）は満足するものとする。</p>
21. 交通安全	<p>計画地周辺には、辰巳の森海浜公園が存在し、アクセス経路としては、辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号（湾岸道路）、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする経路等がある。また、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）、特別区道 江 457 号及び江 470 号は教育施設の通学路がある。 これらのアクセス経路及び通学路は、工事用車両が走行する計画であるが、いずれの経路もマウントアップ形式、植樹帯、ガードレールにより歩道と車道が分離されているほか、工事用車両の走行ルートを横断する箇所には歩行者用信号機、横断歩道が設置されている。また、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定する等、通行者の安全を確保する。 以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものとする。</p>

6. オリンピックアクアティクスセンターに係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020年東京大会個別計画の内容 (26) オリンピックアクアティクスセンター	会場の概要	施設計画の具体化に伴い、配置計画、駐車場計画、設備配置等を整理した。(p. 18～27 参照)
7. 環境影響評価の項目 7.1 会場ごと	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 41 参照) 現時点では、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因については計画の諸元が未定であることから、今後、計画の熟度に応じて、別途環境影響評価の実施を検討することとした。(p. 41 参照)
(26) オリンピックアクアティクスセンター	環境影響評価の項目	環境局長審査意見書等を踏まえ、「大気等」「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「日影」「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」「安全」「消防・防災」については、開催後の設備等の持続的稼働に伴う影響に配慮し、環境影響評価の項目に選定した。(p. 42 及び 43 参照) 計画地内に貴重な景勝地や景観を阻害する工作物等が存在しないため、「景観」の「貴重な景勝地の消滅の有無又は変更の程度」「景観阻害要因の変化の程度」については選定しなかった。また、環境局長審査意見書等を踏まえ、「圧迫感の変化の程度」を選定した。(p. 42 参照) 「温室効果ガス」「エネルギー」については、開催前の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しなかった。(p. 43 参照) 「土地利用」については、現況の土地利用を勘案し「未利用地の解消の有無及びその程度」として選定した。(p. 43 参照) 「地域分断」については、施設計画の具体化に伴い、地域住民等の動線の分断は生じないこととなったことから選定しなかった。(p. 43 参照)
8. 調査等の手法 8.2.26 オリンピックアクアティクスセンター		
(2) 緑	調査方法	環境局長審査意見書等を踏まえ、夏季の現地調査を実施した。(p. 155 及び 156 参照)
(13) 交通渋滞	調査方法	「大気等」と合わせた現地調査を実施した。(p. 417 及び 418 参照)